道路の区域変更

解除予定保安林とする旨の通知

告

示

目

次

共用サーバシステム運用委託業務の仕様書案に対する意見

示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

招請に関する公告

特定非営利活動法人の合併認証申請

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

(建設政 角 同

策課

三四

公共測量の実施

阜 県 公 報 毎週

岐

(31)

(金曜日) 発行

平成二十二年一月十五 第 千 百 +

四

号

日

金曜日

告

示

岐阜県告示第二十二号

解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の保安林を

岐阜県知事

古

田

解除に係る保安林の所在場所

(環境生活政策課 (情報企画課

≣ ≣

≣

の四八・四一〇六の五〇・四一〇六の五二(以上六筆について次の図に示す部分に限 多治見市笠原町字梅平四一〇六の七・四一〇六の四四・四一〇六の四六・四一〇六

二 保安林として指定された目的 る。)、四一〇六の三八二

土砂の流出の防備

道路用地とするため

いて縦覧に供する。) 「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び多治見市役所に備え置

岐阜県告示第二十三号

次のように変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十二年一月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維

平成二十二年一月十五日

道 (治 路 維 Щ

... 持課)

Ξ 三_~;

課

Ξ 解除の理由

平成二十二年一月十五日

平成二十二年一月十五日

岐阜県知事 古 田

y i	類の道 種路			
瀬戸	路 線 名			
ロー五三八番)	区間			
後	前	別前変区 後更域		
一 六 七	二 二 二	ル (メート ト 幅		
三 → 五	三	ル _{(メート} ト長		
		備		
		考		

公 示

共用サーバシステム運用委託業務の仕様書案に対する意見招請に関する公告

共用サーバシステム運用委託業務について仕様書案の作成が完了したので、次のとお

り仕様書案に対する意見を招請します。

平成二十二年一月十五日

岐阜県知事 古 田

調達役務の名称及び数量 共用サーバシステム運用委託業務 — 判

<u>1</u> 意見の提出方法等 提出期限 平成22年2月5日(金)午後5時15分(郵送の場合は必着のこと。)

2

提出先

〒500 8570 **岐阜市薮田南2丁目1番1号**

2

岐阜県総合企画部情報企画課システム担当

272 1111 (内線2279)

提出方法 仕様書案とともに交付する意見招請説明書による

仕様書案の交付期間及び交付場所

- $\widehat{\Xi}$ の機関の休日を除く。) 午前8時30分から午後5時15分まで 平成22年1月15日 (金) から平成22年1月29日 倒 までの毎日
- **交付場所** 2の(2)に同じ。

2

意見招請に関する事務を担当する部局 2の(2)に同じ。

Summary

Ŋ

(2)

- (1) Subject of the materials to be put forward for comment Operation and maintenance of shared server systems
- Planning, Date, time and place for the distribution of materials for comment: Information Policy Planning Division, Department of Prefectural Policy 29 January 2010 (excluding weekends) at the System Section. Every day from 8:30 a.m. to 5:15 p.m. from 15 January 2010 through Gifu Prefectural Government (see (4) below)
- (3) Deadline for the submission of amendments and additions to the materials for comment: 5:15 p.m., 5 February 2010.

p.m., 5 February 2010.) (Amendments and additions submitted by mail must be received by 5:15

For further information, please contact

(4)

2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570 System Section, Information Policy Planning Division, Department of Tel: 058-272-1111 Ext. 2279 Prefectural Policy Planning, Gifu Prefectural Government

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

の規定により次のとおり公示する。 営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により特定非

平成二十二年 | 月十五日

岐阜県知事 古 田

申 請 の あっ た年月日 平成二十一年十二月二十一日

特定非営利活動法人の名称 氏 釜谷 美貴子 特定非営利活動法人スタートライン飛騨

四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市石浦町二丁目一八

五 定款に記載された目的 この法人は、障がい者に対して就労の機会の提供なら

びに職業自立に向けた支援活動を行い、誰もが自分の力 を発揮できるまちづくりに寄与することを目的とする。

平成二十二年一月十五日

第三十四条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公示する。 法第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の合併認証の申請があったので、同法

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第三十四条第五項において準用する同

特定非営利活動法人の合併認証申請

岐阜県知事 古 田

申請のあった年月日 平成二十一年十二月十七日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人りあらいず和

主たる事務所の所在地 ガーデン二〇三号 岐阜県郡上市八幡町初納字八講田五番地一

岐

五

四 Ξ

代

の氏

山口 佐織

む) に対して、生活支援、外出支援を行い、誰もが地域

定款に記載された目的 この法人は、ハンディキャップのある方 (高齢者を含

の中で生きる事ができる社会の実現を目指し、社会全体

の利益に寄与することを目的とする。

公共測量の実施

四条第三項の規定により公示する。 第一項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり 公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条

(33)

平成二十二年一月十五日

岐阜県知事 古 田

国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所

作業種類

公共測量(一級基準点測量

作業期間

Ξ

平成二十一年九月五日から

同二十二年一月二十九日まで

四 作業地域

高山市蒲田川流域

公共測量の実施

四条第三項の規定により公示する。 公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十 第一項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条

平成二十二年一月十五日

スマイル

岐阜県知事 古 田

作業種類

国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所

作業機関

Ξ 公共測量(一級基準点測量)

平成二十一年九月四日から 作業期間

同二十二年一月二十九日まで

四

高山市双六川流域

二 一 平 十 年 成 二 月 十

水口土建 株式会社

斉 役 代 表 水取 口締

地 宮之前九三番 田町

五

般十七

二一平八十二日月十

福松防災

道役 代表取島締

地 三丁目一六番

8十八二

株式会社

平成二十

有限会社

二十一日

プラント

晃 役 代表 軟海

地一中沢三〇八番

安八郡神戸町

般十六 二

十九日

平成二十 十四日

一年十月

株式会社 金沢建設

役 金澤 総

中野一二六九恵那市長島町

般・特十八

二五六

四九六

昔

平成二十

有限会社

役 代表取締

高山市国府町

五〇〇七〇

一年十月

店村田板金

村田栄弌

六番地〇三

一平成二十 月

店 青木左官

青木勝三

般十六 七

一年十月 平成二十

株式会社

征人 代表取締

富町一 一〇

四般十七

Ξ

_ 0

中部電業

占

日取消 年 月

名商 称号 は

氏代 名表者 の

主たる営業所

許

可 番

号

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一 により公告する。 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項第四号(廃業等)の

平成二十二年一月十五日

岐阜県知事 古 田

	管及び造園工事業	物工造	土木、建築、とび・土木、建築、とび・	屋根工事業	左官及びとび・土	消防施設工事業取り消した工事業	筆	九条の五第一項の規定(廃業等)の規定に基	
月一平成二十	月 一 六 年 日 十	平 月 一 平 六 年 成 日 十 二 十 一 十	月一平成二十一十	月一平二日十二十十二十十二十十二十十二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	三一平成二十月十十二十二十十二十十二十十二十十十二十十十十十十十十十十十十十十十十十	二 一 平 十 年 成 九 日 月 十	二一平八日月十	二十七日平成二十	二十三日平成二十
r N 有 a g Q Q a 社	林組	株式 共正会 社 社 記	野上内铁	内 み ど り 室 社	株式会 社 社	ーム ガオホ	会工業 社業 株式	株式会 社 社	東濃設備
裕二 友岡 岡 締	道 役 林 広	代表 取締 肥納	達 役 表 取	修 役 代表取締	昭久 谷端 締	長尾寿一	誠 役 代表 取締	殺 役 代表取締	研役 代表 取締
地七一丁目一五番	番里地目一〇八	岐阜市本荘西 三町町	九 九 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	六四番地の三 羽場町五丁目 発務原市鵜沼	番地の一〇川で	〇四 朝日町二 二 二	四七番地 光町三丁目一	四番地町北方二二一	八〇 二
〇二〇九五	*	特 十七 二 八	一 力.	二般十八 —	二六五五 一	〇 <u>般</u> 二十 〇 —	8 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	七特 七七 七 九	一〇二五一
電気通信工事業	異工事業という。		内装仕上工事業	内装仕上工事業	管及び造園工事業	事業の人工、屋根、タイ大工、屋根、タイ	建築工事業	土木、とび・土工、土木、とび・土工、	建築工事業

(35)	平成22年1月15日	岐	阜	県	公	報			第2114	号
									I	ı
				月十日	一年成二十 十一	月十九日 一年十二 十二十	月 一 平 成二 十	月十三日 一年十一 平成二十	月一年成二十	
					株式会社 市原木材	株 成 式 会 社 設	佐藤厨房	岩城工業	金山組組社	t u y a l i
				崇好	役 市原	民雄 代表取締	佐藤政良	岩城光男	守司 金山	
				_	五四一番地の可児市谷迫間	片山一五二三	多治見市本町	一六 中二六六一 可児郡御嵩町	五番地一工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	
					般十六 五	三三〇三 一	六 般 八八 九	〇〇〇九六 九六	四般十九五三	
					業機械器具設置工事	管工事業	管工事業	土木工事業	管及び造園工事業	